

## 米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第34回）

## 中国における販売の申出の解釈

## ～企業活動と販売の申出行為～

山徳士（中国）製薬有限公司

上訴人（原審原告）

江蘇豪森薬業集团有限公司

上訴人（原審被告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

## 1. 概要

特許発明の実施行為の一つとして販売の申出行為がある（専利法第11条）。販売の申出行為はTrips協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）第28条第1項の規定を順守すべく第2次専利法改正時に導入された。

販売の申出行為は一般に広告、店舗のショーウィンドウにおける陳列又は展示会における出展等が該当するが、本事件では被疑侵害製品のジェネリック薬品に対する薬品集中購買申告資料の提出、学術会議上でミネラルウォーターボトルのステッカーを通じて被疑侵害製品を宣伝すること、及び、WeChat友達サークルで被疑侵害製品営業担当者の募集を発表することが、販売の申出行為に該当するか否かが争点となった。

最高人民法院は、薬品集中購買申告資料の提出及びボトルステッカー上での宣伝については販売の申出行為と認定したが、営業担当者の募集行為については販売の申出行為には該当しないと判断した<sup>1</sup>。

## 2. 背景

## (1) 特許の内容

山徳士（中国）製薬有限公司（原告）は「N置換されている2-シアノピロリジン」と称する中国発明特許第99814202.6号（以下202特許）を所有している。202特許は1999年12月9日に出願され2004年8月4日に登録された。

## (2) 訴訟の経緯

原告は豪森公司（被告）が製造するビルダグリップチンが202特許を侵害するとして福建省福州市中級人民法院に提訴した。本訴では被告の行為が販売の申出に該当するか否かが争点となったが、中級人民法院は被告の行為は販売の申出に該当するとの判決<sup>2</sup>を下した。被告は判決を不服

1 最高人民法院2023年2月17日判決（2021）最高法知民終1158号